

令和4年9月

第6回

横手市議会
定例会議案

令和4年第6回横手市議会9月定例会議案一覧表

(1) 諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配付
(2) 諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配付
(3) 諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配付
(4) 諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配付
(5) 諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配付
(6) 諮問第7号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配付
(7) 諮問第8号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配付
(8) 報告第38号	専決処分の報告について	1 ~ 2
(9) 報告第39号	専決処分の報告について	3 ~ 4
(10) 報告第40号	専決処分の報告について	5 ~ 6
(11) 報告第41号	専決処分の報告について	7 ~ 8
(12) 報告第42号	令和3年度横手市一般会計継続費精算報告書の報告について	9 ~ 10
(13) 報告第43号	令和3年度横手市病院事業会計継続費精算報告書の報告について	11 ~ 12
(14) 認定第1号	令和3年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(15) 認定第2号	令和3年度横手市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁

(16) 認定第3号	令和3年度横手市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(17) 認定第4号	令和3年度横手市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(18) 認定第5号	令和3年度横手市市営介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(19) 認定第6号	令和3年度横手市市営温泉施設特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(20) 認定第7号	令和3年度横手市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(21) 認定第8号	令和3年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(22) 認定第9号	令和3年度横手市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁
(23) 認定第10号	令和3年度横手市病院事業会計決算の認定について	決算書の頁
(24) 認定第11号	令和3年度横手市水道事業会計決算の認定について	決算書の頁
(25) 認定第12号	令和3年度横手市下水道事業会計決算の認定について	決算書の頁
(26) 議案第74号	横手市横手駅東口市営駐車場設置条例	13 ～ 19
(27) 議案第75号	横手市議会議員及び横手市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例及び横手市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	20 ～ 26
(28) 議案第76号	横手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	27 ～ 37
(29) 議案第77号	横手市一般職の職員の給与に関する条例及び横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	38 ～ 42
(30) 議案第78号	横手市自転車等駐車場条例及び横手市横手駅西口駅前広場設置条例の一部を改正する条例	43 ～ 45

(31) 議案第79号	横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例	46	～	59
(32) 議案第80号	横手市公民館設置条例の一部を改正する条例	60	～	63
(33) 議案第81号	横手市水道事業給水条例の一部を改正する条例	64	～	69
(34) 議案第82号	横手市過疎地域持続的発展計画の変更について	70	～	72
(35) 議案第83号	財産の取得について(除雪ドーザ 8t級 (SAプラウ付) 1台)			73
(36) 議案第84号	財産の取得について(除雪グレーダ 4.0m級 1台)			74
(37) 議案第85号	損害賠償の額を定めることについて			75
(38) 議案第86号	令和4年度横手市一般会計補正予算(第7号)			予算書の頁
(39) 議案第87号	令和4年度横手市介護保険特別会計補正予算(第1号)			予算書の頁
(40) 議案第88号	令和4年度横手市病院事業会計補正予算(第1号)			予算書の頁
(41) 議案第89号	令和4年度横手市下水道事業会計補正予算(第1号)			予算書の頁

報告第38号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月29日提出
横手市長 高橋 大

専決第33号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年7月19日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年5月26日（木）午後2時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 394,141円 |

報告第39号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月29日提出
横手市長 高橋 大

専決第34号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年7月22日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|-------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年3月12日（土）午後3時頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 9,268円 |

報告第40号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月29日提出
横手市長 高橋 大

専決第35号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年7月25日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|--------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年6月29日（水）午前10時頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 21,230円 |

報告第41号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月29日提出
横手市長 高橋 大

専決第36号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年8月4日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|---------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年2月7日（月）午前2時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 725,780円 |

報告第42号

令和3年度横手市一般会計継続費精算報告書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき、令和3年度横手市一般会計継続費精算報告書について次のとおり報告する。

令和4年8月29日提出
横手市長 高橋 大

令和3年度 横手市一般会計 継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較							
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出 済額の差	左 の 財 源 内 訳						
					特 定 財 源					一 般 財 源	特 定 財 源				一 般 財 源	特 定 財 源				一 般 財 源	
					国 支 出	県 金	地 方 債	其 他			国 支 出	県 金	地 方 債			其 他	国 支 出	県 金	地 方 債		其 他
4 衛生 費	2 清掃 費	南東地区最 終処分場長 寿命化事業	令和 2 年度	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
				98,138 ,000				98,138 ,000	1,667 ,600				1,667 ,600	96,470 ,400					96,470 ,400		
			令和 3 年度	48,603 ,000				48,603 ,000	137,278 ,900				137,278 ,900	△88,675 ,900					△88,675 ,900		
	計	146,741 ,000				146,741 ,000	138,946 ,500				138,946 ,500	7,794 ,500					7,794 ,500				

令和4年8月29日提出
横手市長 高橋 大

報告第43号

令和3年度横手市病院事業会計継続費精算報告書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき、令和3年度横手市病院事業会計継続費精算報告書について次のとおり報告する。

令和4年8月29日提出

横手市長 高橋 大

令和3年度 横手市病院事業会計 継続費精算報告書

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画					実 績					比 較					
				年割額	左の財源内訳				支払義務 発生額	左の財源内訳				年割額と 支払義務 発生額の 差	左の財源内訳				
					国 庫 補助金	他会計 出資金	企業債	損益勘定 留保資金		国 庫 補助金	他会計 出資金	企業債	損益勘定 留保資金		国 庫 補助金	他会計 出資金	企業債	損益勘定 留保資金	
1	1	市立横手病院 資本的 支出	市立横手 病院改修 および設 備更新事 業	令和2年度	円 539,195 ,000	円	円	円 480,100 ,000	円 59,095 ,000	円 510,836 ,000	円	円	円 451,700 ,000	円 59,136 ,000	円 28,359 ,000	円	円	円 28,400 ,000	円 △ 41 ,000
				令和3年度	円 393,216 ,000			円 369,400 ,000	円 23,816 ,000	円 421,574 ,600			円 397,800 ,000	円 23,774 ,600	円 △ 28,358 ,600			円 △ 28,400 ,000	円 41 ,400
				計	円 932,411 ,000			円 849,500 ,000	円 82,911 ,000	円 932,410 ,600			円 849,500 ,000	円 82,910 ,600	円 400				円 400

令和4年8月29日提出
横手市長 高橋 大

議案第 74 号

横手市横手駅東口市営駐車場設置条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 8 月 29 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市横手駅東口市営駐車場を設置するため、条例を制定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市横手駅東口市営駐車場設置条例

(設置)

第1条 横手駅東口における交通基盤の充実を図り、もって市民の利便性の向上及び都市機能の増進に資するため、横手市横手駅東口市営駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 横手市横手駅東口市営駐車場
- (2) 位置 横手市寿町432番地ほか

(使用の許可)

第3条 駐車場を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、駐車場の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 駐車場、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 駐車場の構造上、駐車させることが不適當な車両であると認めたととき。
- (4) 車両に発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると市長が認めたととき。

(使用料)

第5条 市長は、駐車場を使用するもの（以下「使用者」という。）から別表に定める使用料を徴収する。

（使用料の減免）

第6条 市長は、特別の事由があると認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第7条 市長は、既に徴収した使用料を使用者に還付することができない。ただし、使用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（使用の許可の取消し等）

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市長はその責めを負わない。

- （1） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- （3） 使用の許可の条件に違反したとき。
- （4） 災害その他の事由により、駐車場の使用ができなくなったとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

（原状回復義務）

第9条 使用者は、駐車場の使用が終わったとき、若しくは使用の許可を取り消され、又は停止されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(指定管理者による管理)

第10条 駐車場の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用の許可、利用の許可の取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務
- (2) 駐車場の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場に関し市長が特に必要と認める業務

(指定管理者による管理の基準)

第12条 指定管理者は、その他の規則で定める管理の基準に従って駐車場の管理を行わなければならない。

(利用の許可)

第13条 駐車場を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、駐車場の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 駐車場、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 駐車場の構造上、駐車させることが不適当な車両であると認めるとき。

- (4) 車両に発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると指定管理者が認めたとき。
- (利用料金)

第15条 指定管理者は、駐車場を利用するもの（以下「利用者」という。）から利用料金を徴収する。

- 2 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。
- 3 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号に適合していると認める場合は、同項の承認をしなければならない。
 - (1) 別表に定める範囲以内であること。
 - (2) 第10条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものであること。
 - (3) 特定の利用者に対して、不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 4 市長は、第2項の承認をした場合は、速やかに当該承認をした利用料金を指定管理者に通知するものとする。
- 5 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金を駐車場において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(指定管理者による利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長の承認を得て公益上特に必要があると認めた場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第17条 指定管理者は、既に徴収した利用料金を利用者に還付することができない。ただし、利用者の責めに帰ることができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市長及び指定管理者はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 災害その他の事由により、駐車場の利用ができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。

(損害賠償義務)

第19条 使用者は、駐車場、備品等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

(事故等の免責)

第20条 駐車場における盗難、損傷、車両相互の接触又は衝突によって生じた損害その他火災等不可抗力によって生じた損害については、市長は、賠償の責めを負わない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

別表（第5条、第15条関係）

（消費税を含む。）

単位	使用料の額
車両1台1時間につき	100円
回数券（10枚綴り）1冊につき	1,000円

備考

- 1 駐車場の使用時間（以下「駐車時間」という。）が2時間以内（使用者が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を同伴している場合は、3時間以内）であるときは、使用料を徴収しない。
- 2 駐車時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 3 使用料の額は、駐車時間24時間以内につき1,000円を上限とする。
- 4 駐車時間が24時間を超えたときは、24時間ごとに再入場したものとみなす。
- 5 回数券は、1枚につき100円とみなす。

議案第75号

横手市議会議員及び横手市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例及び横手市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年8月29日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市議会議員及び横手市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例及び横手市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(横手市議会議員及び横手市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 横手市議会議員及び横手市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成19年横手市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(ビラの作成の負担限度額及び支払)</p> <p>第4条 横手市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合は、<u>7円51銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額</p>	<p>(ビラの作成の負担限度額及び支払)</p> <p>第4条 横手市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合は、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額</p>

を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

(横手市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 横手市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成17年横手市条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p>

(1) [略]

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額とする。

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が1万5,800円を超える場合には、1万5,800円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき

(1) [略]

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額とする。

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が1万6,100円を超える場合には、1万6,100円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき

供給を受けた燃料の代金と合算して、7, 560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。)

ウ [略]

(選挙運動用ポスターの作成の公営)

第6条 候補者は、525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。第8条において同じ。）に、選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することが

供給を受けた燃料の代金と合算して、7, 700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。)

ウ [略]

(選挙運動用ポスターの作成の公営)

第6条 候補者は、541円31銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6, 250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。第8条において同じ。）に、選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成する

できる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が5 2 5 円 6 銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に3 1 万 5 0 0 円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額を超える場合には、当該除して得た金額）に、当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

ことができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が5 4 1 円 3 1 銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に3 1 万 6, 2 5 0 円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額を超える場合には、当該除して得た金額）に、当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払

う。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横手市議会議員及び横手市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の前日にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の横手市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条、第6条及び第8条の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の前日にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 76 号

横手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

非常勤職員の育児休業の取得要件等を緩和し、及び育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

横手市職員の育児休業等に関する条例（平成17年横手市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（<u>第2条の4の規定に該当する場合</u>にあつては、<u>2歳に達する日</u>。以下「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつて</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合</u>にあつては<u>当該期間の末日から6月を経過する日</u>、第2条の4の規定に該</p>

は、更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) [略]

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員

(その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

当する場合にあっては当該子が2歳に達する日。以下「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) [略]

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(非常勤職員の育児休業の期限)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とす

非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(非常勤職員の育児休業の期限)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とす

る。

(1) ・ (2) [略]

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき当該子が1歳6か月に達する日

る。

(1) ・ (2) [略]

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、第3条第1号から第4号までに掲げる特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする法等育児休業の期間の末日と

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して法等育児休業をする場合にあつては、当該法等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同

された日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において法等育児休業をしている場合

イ [略]

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの)にあっては、当該

号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする法等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において法等育児休業をしている場合

ウ [略]

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、次条第1号から第4号までに掲げる特別の事情がある場合にあっては同号に掲げ

任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において法等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

る場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して法等育児休業をする場合にあっては、当該法等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において法等育児休業をしている場合

(3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) [略]

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業した職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) [略]

(7) [略]

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) 任期を定めて採用された職員であって当該任期の末

休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) [略]

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除

日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている者が当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする

。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) [略]

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除

く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) [略]

く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横手市職員の育児休業等に関する条例第3条第5号又は第10条第6号の規定による育児休業等計画書による申し出は、改正後の横手市職員の育児休業等に関する条例第3条第5号又は第10条第6号の規定による育児短時間勤務計画書による申し出とみなす。

議案第 77 号

横手市一般職の職員の給与に関する条例及び横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 8 月 29 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市一般職の職員の給与に関する条例及び横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

(横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 横手市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年横手市条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第15条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差</p>	<p>第15条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差</p>

し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

第15条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

2～4 [略]

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当す

し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた者

第15条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

2～4 [略]

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当す

る場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) ・ (3) [略]

6～9 [略]

る場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) ・ (3) [略]

6～9 [略]

(横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第2条 横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年横手市条例第284号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(欠格条項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。	(欠格条項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで
又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) [略]

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるま
で又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) [略]

附 則

この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

議案第 78 号

横手市自転車等駐車場条例及び横手市横手駅西口駅前広場設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 8 月 29 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

三枚橋地区土地区画整理事業の換地処分公告により、事業区域内の土地の表示が変更になるため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市自転車等駐車場条例及び横手市横手駅西口駅前広場設置条例の一部を改正する条例

(横手市自転車等駐車場条例の一部改正)

第1条 横手市自転車等駐車場条例（平成17年横手市条例第251号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
(名称及び位置) 第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>横手駅西口自転車等駐車場</td> <td>横手市駅前町14番地2ほか</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	横手駅西口自転車等駐車場	横手市駅前町14番地2ほか	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>横手駅西口自転車等駐車場</td> <td>横手市駅西一丁目4番地</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	横手駅西口自転車等駐車場	横手市駅西一丁目4番地	[略]	[略]
名称	位置																
[略]	[略]																
横手駅西口自転車等駐車場	横手市駅前町14番地2ほか																
[略]	[略]																
名称	位置																
[略]	[略]																
横手駅西口自転車等駐車場	横手市駅西一丁目4番地																
[略]	[略]																

(横手市横手駅西口駅前広場設置条例の一部改正)

第2条 横手市横手駅西口駅前広場設置条例（平成23年横手市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駅前広場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 位置 <u>横手市前郷字上三枚橋3番地5ほか</u></p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駅前広場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 位置 <u>横手市駅西一丁目100番地ほか</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 79 号

横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 48 号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 44 号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

第1条 横手市建築基準法等関係手数料条例（平成23年横手市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第4（第2条関係）			別表第4（第2条関係）		
手数料を徴収する事項		区分	手数料の額	手数料を徴収する事項	
[略]				[略]	
35	<u>法第85条第5項</u> の規定による仮設興行場等の建築又は <u>法第87条</u> の3第5項の規定により建築物の用途を変更して興行場等として	[略]		35	<u>法第85条第6項</u> の規定による仮設興行場等の建築又は <u>法第87条</u> の3第6項の規定により建築物の用途を変更して興行場等として

使用することの許可の申請			使用することの許可の申請		
36	法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築又は法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して特別興行場等として使用するの許可の申請	[略]	36	法第85条第7項の規定による仮設興行場等の建築又は法第87条の3第7項の規定による建築物の用途を変更して特別興行場等として使用するの許可の申請	[略]
[略]			[略]		
備考 [略]			備考 [略]		

第2条 横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後					
別表第5 (第3条関係)					別表第5 (第3条関係)					
手数料を徴収する事項				区分	手数料の額		手数料を徴収する事項			
1	長期法第5条第1項から第5項までの規定	ア 確認書又はその写しが	[略]	[略]	1	長期法第5条第1項から第5項までの規定	ア 確認書又はその写しが	[略]	[略]	
			住戸の総数 ([略]				住戸の総数 ([略]	

<p>による計画の認定の申請（以下「計画認定申請」という。）</p>	<p>添付された計画認定申請の場合</p>	<p>計画認定申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下この表において同じ。）が5戸以下の共同住宅等（長期法省令第4条第2号に</p>	<p>による<u>長期優良住宅建築等</u>計画の認定の申請（以下「<u>建築等計画認定申請</u>」という。）</p>	<p>添付された<u>建築等</u>計画認定申請の場合</p>	<p><u>建築等</u>計画認定申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下この表において同じ。）が5戸以下の共同住宅等（長期法省令第4条</p>
------------------------------------	-----------------------	--	--	---------------------------------	--

	規定する共同住宅等をいう。以下この表において同じ。)に係るもの		第2号に規定する共同住宅等をいう。以下この表において同じ。)に係るもの
	[略]		[略]
イ 住宅性能評価書又はその写しが添付された計画認	[略]	イ 住宅性能評価書又はその写しが添付された建築等	[略]

	定申請の場合		計画認定申請の場合				
[略]		[略]					
		2	長期法第5条第6項又は第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請（以下「維持保全計画認定申請」という。）	ア 確認書若しくはその写し又は住宅性能評価書若しくはその維持保全計画認定申請の場合	一戸建ての住宅に係るもの 住戸の総数が5戸以下の共同住宅等に係るもの 住戸の総数が6戸以上10戸以下の共同住宅等に係るもの 住戸の総数が11戸以上30戸以下の共同住宅等に係るもの 住戸の総数が31戸	1件 1件 1件 1件 1件	19,000円 33,000円 54,000円 88,000円 140,000円

	以上50戸以下の共同住宅等に係るもの		
	住戸の総数が51戸以上100戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	213,000円
	住戸の総数が101戸以上200戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	361,000円
	住戸の総数が201戸以上300戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	457,000円
	住戸の総数が301戸以上の共同住宅等に係るもの	1件	518,000円
イ ア以	一戸建ての住宅に	1件	66,000円

外の場合	係るもの		
	住戸の総数が5戸 以下の共同住宅等 に係るもの	1件	153,000円
	住戸の総数が6戸 以上10戸以下の共 同住宅等に係るも の	1件	243,000円
	住戸の総数が11戸 以上30戸以下の共 同住宅等に係るも の	1件	478,000円
	住戸の総数が31戸 以上50戸以下の共 同住宅等に係るも の	1件	855,000円
	住戸の総数が51戸 以上100戸以下の 共同住宅等に係る	1件	1,469,000 円

						もの		
						住戸の総数が101 戸以上200戸以下 の共同住宅等に係 るもの	1件	2,716,000 円
						住戸の総数が201 戸以上300戸以下 の共同住宅等に係 るもの	1件	3,879,000 円
						住戸の総数が301 戸以上の共同住宅 等に係るもの	1件	4,752,000 円
2	長期法第8条 第1項の規定 による計画の 変更の認定の 申請(以下 「計画変更認 定申請」とい	ア 確認 書又はそ の写しが 添付され た計画変 更認定申 請の場合	[略]	3	長期法第8条 第1項の規定 による <u>長期優 良住宅建築等</u> 計画の変更の 認定の申請 (以下「 <u>建築</u>	ア 確認 書又はそ の写しが 添付され た <u>建築等</u> 計画変更 認定申請	[略]	

う。)	イ 住宅性能評価書又はその写しが添付された計画変更認定申請の場合	[略]	等計画変更認定申請」という。)の場合	イ 住宅性能評価書又はその写しが添付された建築等計画変更認定申請の場合	[略]
	[略]		[略]		
4	長期法第8条第1項の規定による長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請(以下「維持保全計画変更	ア 確認書若しくはその写し又は住宅性能評価書若しくはその写しが添	一戸建ての住宅に係るもの	1件	9,500円
			住戸の総数が5戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	16,500円
			住戸の総数が6戸以上10戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	27,000円

認定申請」と付された いう。)	維持保全	住戸の総数が11戸	1件	44,000円
	計画変更	以上30戸以下の共		
	認定申請	同住宅等に係るも		
	の場合	の		
		住戸の総数が31戸	1件	70,000円
	以上50戸以下の共			
	同住宅等に係るも			
	の			
	住戸の総数が51戸	1件	106,500円	
	以上100戸以下の			
	共同住宅等に係る			
	もの			
	住戸の総数が101	1件	180,500円	
	戸以上200戸以下			
	の共同住宅等に係			
	るもの			
	住戸の総数が201	1件	228,500円	

	戸以上300戸以下の共同住宅等に係るもの		
	住戸の総数が301戸以上の共同住宅等に係るもの	1件	259,000円
イ ア以外の場合	一戸建ての住宅に係るもの	1件	33,000円
	住戸の総数が5戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	76,500円
	住戸の総数が6戸以上10戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	121,500円
	住戸の総数が11戸以上30戸以下の共同住宅等に係るもの	1件	239,000円

			住戸の総数が31戸 以上50戸以下の共 同住宅等に係るも の	1件	427,500円
			住戸の総数が51戸 以上100戸以下の 共同住宅等に係る もの	1件	734,500円
			住戸の総数が101 戸以上200戸以下 の共同住宅等に係 るもの	1件	1,358,000 円
			住戸の総数が201 戸以上300戸以下 の共同住宅等に係 るもの	1件	1,939,500 円
			住戸の総数が301 戸以上の共同住宅 等に係るもの	1件	2,376,000 円

3	[略]
4	[略]
5	[略]

備考

1 この表において「確認書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定による確認の結果を記載した書面をいい、「住宅性能評価書」とは同条第4項に規定による確認の結果を記載した書面をいう。

2・3 [略]

5	[略]
6	[略]
7	[略]

備考

1 この表において「確認書」とは住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨について住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項の規定による確認の結果を、「住宅性能評価書」とは住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨について同条第4項の規定による確認の結果を記載した書面をいう。

2・3 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年10月1日から施行する。

議案第 80 号

横手市公民館設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 8 月 2 9 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市里見公民館雄南のびる館を廃止するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市公民館設置条例の一部を改正する条例

横手市公民館設置条例（平成17年横手市条例第294号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="277 667 1102 1098"> <thead> <tr> <th data-bbox="277 667 654 730">名称</th> <th data-bbox="654 667 1102 730">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="277 730 1102 794">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 794 654 1034"> <u>横手市里見公民館雄南のびる館</u> 横手市館合公民館つきの木館 </td> <td data-bbox="654 794 1102 1034"> <u>横手市雄物川町谷地新田字堤添33番地2</u> 横手市雄物川町薄井字下小出70番地外 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="277 1034 1102 1098">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		<u>横手市里見公民館雄南のびる館</u> 横手市館合公民館つきの木館	<u>横手市雄物川町谷地新田字堤添33番地2</u> 横手市雄物川町薄井字下小出70番地外	[略]		<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1137 667 1957 1098"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 667 1509 730">名称</th> <th data-bbox="1509 667 1957 730">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1137 730 1957 794">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 794 1509 1034">横手市館合公民館つきの木館</td> <td data-bbox="1509 794 1957 1034">横手市雄物川町薄井字下小出70番地外</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1137 1034 1957 1098">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		横手市館合公民館つきの木館	横手市雄物川町薄井字下小出70番地外	[略]	
名称	位置																
[略]																	
<u>横手市里見公民館雄南のびる館</u> 横手市館合公民館つきの木館	<u>横手市雄物川町谷地新田字堤添33番地2</u> 横手市雄物川町薄井字下小出70番地外																
[略]																	
名称	位置																
[略]																	
横手市館合公民館つきの木館	横手市雄物川町薄井字下小出70番地外																
[略]																	
<p>別表第3（第6条関係）</p> <p>1～6 [略]</p> <p><u>7 里見公民館雄南のびる館</u></p> <p style="text-align: right;">(消費税を含む。)</p>	<p>別表第3（第6条関係）</p> <p>1～6 [略]</p>																

区分	単位	使用料の額
体育室	1時間につき	600円
研修室 (1)		200円
研修室 (2)		200円

備考

1 使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。

2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 [略]

13 [略]

14 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 [略]

13 [略]

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第 8 1 号

横手市水道事業給水条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 8 月 2 9 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

貯水槽水道の給水設備に公設水道メーターを設置し、及び道路占用許可申請手数料を廃止するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市水道事業給水条例の一部を改正する条例

横手市水道事業給水条例（平成17年横手市条例第314号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（メーターの設置）</u></p> <p>第18条 給水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者が<u>その必要がないと認め</u>たときは、この限りでない。</p> <p><u>2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。</u></p>	<p><u>（給水量の計量）</u></p> <p>第18条 給水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者が<u>必要がないと認め</u>たときは、この限りでない。</p>
<p><u>（メーターの貸与）</u></p> <p>第19条 メーターは、管理者が<u>設置して水道の使用者、所有者代理人又は管理人</u>（以下「水道使用者等」という。）に<u>貸与して保管させる</u>。</p>	<p><u>（メーターの設置）</u></p> <p>第19条 メーターは、管理者が<u>設置し、水道の使用者又は給水装置の所有者、所有者代理人若しくは管理人</u>（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。</p> <p><u>2 メーターは、給水装置に設置する。ただし、管理者が必要があると認め</u>たときは、<u>法第14条第2項第5号の貯水槽水</u></p>

2 前項の保管者が善良な管理義務を怠ったためメーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(料金の支払義務)

第24条 [略]

2 [略]

(料金の算定)

第26条 [略]

2・3 [略]

道の給水設備（以下「給水設備」という。）にメーターを設置することができる。

3 第1項の規定によりメーターを保管する者がその責に帰すべき事由により当該メーターを亡失し、又はき損した場合は、管理者は、その損害額を弁償させることができる。

(料金の支払義務)

第24条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、給水装置のメーターによる使用水量から当該給水装置に係る給水設備のメーターによる使用水量の合計を減じて得た使用水量がある場合の当該使用水量に係る料金は、給水装置の所有者、所有者代理人若しくは管理人から徴収する。

(料金の算定)

第26条 [略]

2・3 [略]

(水道加入金)

第31条 [略]

2 [略]

4 給水装置のメーターによる使用水量から当該給水装置に係る給水設備のメーターによる使用水量の合計を減じて得た使用水量がある場合の当該使用水量に係る料金は、管理者が別に定める。

(水道加入金)

第31条 [略]

2 [略]

3 給水設備から新たに給水を受けようとする者又はメーターが設置された給水設備の改造を行おうとする者は、第1項の規定を準用して得た額を加入金として納付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、給水設備から新たに給水を受けようとする者が次の各号のいずれにも該当する場合は、当該給水設備のメーターの口径に応じた加入金の額から第1項の規定による当該給水設備に係る給水装置に関し納付した加入金の額を減じて得た額（当該額が1円未満の場合にあっては、0円）を加入金として納付しなければならない。

(1) 当該給水設備に係る給水装置に既にメーターが設

(管理者の責務)

第38条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 [略]

別表第3 (第32条関係)

1～4 [略]

5 道路占用許可申請手数料

(消費税を含む。)

置されていること。

(2) 前号の給水装置に係る他の給水設備に既にメーターが設置されたものがないこと。

5 第1項の規定にかかわらず、給水装置の新設を行い、かつ、給水設備から新たに給水を受けようとする者は、同項の規定に基づく給水装置の新設に係る加入金の納付を要しない。

(管理者の責務)

第38条 管理者は、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 [略]

別表第3 (第32条関係)

1～4 [略]

種別	手数料
国道 県道	5,720円
市道 農道	2,860円

備考

1 この表に定める額は、1件当たりの額とする。

2 更新のための道路占用許可申請手数料は、徴収しない。

6 [略]

5 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横手市水道事業給水条例第32条の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る手数料について適用し、同日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 82 号

横手市過疎地域持続的発展計画の変更について

横手市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更する。

令和 4 年 8 月 29 日 提出

横手市長 高橋 大

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 10 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

過疎地域持続的発展計画（変更）

	変更前	変更後	備考																		
1. 基本的な事項	<p>(5) 地域の持続的発展のための基本目標</p> <p>◆人口に関する目標 [略]</p> <p>◆財政力に関する目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状値 (令和元年度)</th> <th>目標値 (令和7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実質公債費比率</td> <td>7.0%</td> <td><u>10.4%</u></td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	[略]			実質公債費比率	7.0%	<u>10.4%</u>	<p>(5) 地域の持続的発展のための基本目標</p> <p>◆人口に関する目標 [略]</p> <p>◆財政力に関する目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状値 (令和元年度)</th> <th>目標値 (令和7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実質公債費比率</td> <td>7.0%</td> <td><u>9.0%</u></td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	[略]			実質公債費比率	7.0%	<u>9.0%</u>	<p>(P18)</p> <p>変更 「10.4%」 を「9.0%」 に変更</p>
目標項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)																			
[略]																					
実質公債費比率	7.0%	<u>10.4%</u>																			
目標項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)																			
[略]																					
実質公債費比率	7.0%	<u>9.0%</u>																			

	変更前			変更後			備考	
6. 生活環境の整備	(2) その対策 ①・② [略]			(2) その対策 ①・② [略]			(P69) 変更 「老朽危険空き家数」を削除	
	成果指標		現状値 (R1 直近値)	成果指標		現状値 (R1 直近値)		目標値 (R7)
	[略]			[略]				
	サブ指標	[略]		サブ指標	[略]			
		墓地整備率	[略]		墓地整備率	[略]		
	老朽危険 空き家数	26 戸		老朽危険 空き家数	20 戸			

議案第 83 号

財産の取得について

次のとおり建設機械を購入する。

- | | | | |
|---|--------|--|-----|
| 1 | 名 称 | 除雪ドーザ 8 t 級 (SAプラウ付) | 1 台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 購入金額 | 14,278,000円 | |
| 4 | 購入の相手方 | 横手市外目字大谷地9番地1
ロジスネクスト東北株式会社 横手支店
支店長 出川 琢也 | |

令和4年8月29日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 84 号

財産の取得について

次のとおり建設機械を購入する。

- | | | | | |
|---|--------|--|-------|----|
| 1 | 名 称 | 除雪グレーダ | 4.0m級 | 1台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 | | |
| 3 | 購入金額 | 30,470,000円 | | |
| 4 | 購入の相手方 | 横手市外目字檀森44番地2
コマツ秋田株式会社 横手支店
支店長 秋本 秋穂 | | |

令和4年8月29日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第85号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害を賠償するものとする。

- 1 発生日時 令和2年11月25日（水）午前11時30分頃
- 2 発生場所 横手市根岸町5番31号
市立横手病院
- 3 相手方 横手市在住の女性（60代）
- 4 損害の概要 上記日時、場所において、市立横手病院医師が手術を施行中に、相手方の尿管を損傷したもの。
- 5 損害賠償額 2,140,000円

令和4年8月29日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び横手市病院事業の設置等に関する条例（平成17年横手市条例第317号）第7条の規定により適用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 86 号

令和 4 年度横手市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 4 年度横手市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,847,900 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57,648,900 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 8 月 29 日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		18,981,000	363,298	19,344,298
	1 地方交付税	18,981,000	363,298	19,344,298
15 国庫支出金		8,379,500	314,202	8,693,702
	1 国庫負担金	4,754,716	128,538	4,883,254
	2 国庫補助金	3,609,087	185,664	3,794,751
16 県支出金		4,529,264	8,072	4,537,336
	2 県補助金	2,238,064	8,072	2,246,136
19 繰入金		3,865,983	△409,529	3,456,454
	2 基金繰入金	3,775,266	△409,529	3,365,737
20 繰越金		800,000	1,630,633	2,430,633
	1 繰越金	800,000	1,630,633	2,430,633
21 諸収入		2,443,130	3,968	2,447,098
	5 雑入	633,394	3,968	637,362
22 市債		4,646,300	△62,744	4,583,556
	1 市債	4,646,300	△62,744	4,583,556
歳入	合計	55,801,000	1,847,900	57,648,900

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,476,658	48,160	6,524,818
	1 総務管理費	5,621,546	32,225	5,653,771
	3 戸籍住民基本台帳費	261,885	15,935	277,820
4 衛生費		5,902,551	298,267	6,200,818
	1 保健衛生費	3,589,059	298,267	3,887,326
6 農林水産業費		3,670,162	21,540	3,691,702
	1 農業費	3,324,459	16,997	3,341,456
	2 林業費	345,703	4,543	350,246
7 商工費		2,633,008	882	2,633,890
	1 商工費	2,633,008	882	2,633,890
8 土木費		7,589,132	22,082	7,611,214
	2 道路橋りょう費	3,461,442	22,082	3,483,524
10 教育費		4,287,391	300	4,287,691
	5 保健体育費	1,331,040	300	1,331,340
13 諸支出金		279,463	1,456,669	1,736,132
	1 基金費	279,463	1,456,669	1,736,132
歳出	合計	55,801,000	1,847,900	57,648,900

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間		限 度 額
	自	至	
令和4年度奨学金貸付金（令和5年度入学分）	令和5年度	令和8年度	39,840

第3表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政対策債	391,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選択した地方債については、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回る場合は、当該見直しを行った利率で借入することができる。	政府資金の場合は、借入先の融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	328,256	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選択した地方債については、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回る場合は、当該見直しを行った利率で借入することができる。	政府資金の場合は、借入先の融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

一般会計補正予算に関する説明書

1. 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	18,981,000	363,298	19,344,298
15 国庫支出金	8,379,500	314,202	8,693,702
16 県支出金	4,529,264	8,072	4,537,336
19 繰入金	3,865,983	△409,529	3,456,454
20 繰越金	800,000	1,630,633	2,430,633
21 諸収入	2,443,130	3,968	2,447,098
22 市債	4,646,300	△62,744	4,583,556
計	55,801,000	1,847,900	57,648,900

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	6,476,658	48,160	6,524,818	15,935			3,968	28,257
4 衛生費	5,902,551	298,267	6,200,818	298,267				
6 農林水産業費	3,670,162	21,540	3,691,702		8,072			13,468
7 商工費	2,633,008	882	2,633,890					882
8 土木費	7,589,132	22,082	7,611,214					22,082
10 教育費	4,287,391	300	4,287,691					300
13 諸支出金	279,463	1,456,669	1,736,132					1,456,669
計	55,801,000	1,847,900	57,648,900	314,202	8,072		3,968	1,521,658

2. 歳入

11 款 地方交付税

1 項 地方交付税

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	18,981,000	363,298	19,344,298	1 地方交付税	363,298	普通交付税 363,298
計	18,981,000	363,298	19,344,298			

15 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 衛生費国庫負担金	193,560	128,538	322,098	1 保健衛生費負担金	128,538	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 128,538
計	4,754,716	128,538	4,883,254			

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	956,037	15,935	971,972	2 総務管理費補助金	15,935	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 15,935
3 衛生費国庫補助金	363,631	169,729	533,360	1 保健衛生費補助金	169,729	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 169,729
計	3,609,087	185,664	3,794,751			

16 款 県支出金

2 項 県補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費補助金	1,141,386	8,072	1,149,458	1 農業費補助金	8,072	園芸用燃油高騰緊急支援事業費補助金 7,500 農地利用最適化交付金 200 農地集積・集約化等対策事業費補助金 372
計	2,238,064	8,072	2,246,136			

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	2,769,106	△409,529	2,359,577	1 財政調整基金繰入金	△409,529	財政調整基金繰入金 △409,529
計	3,775,266	△409,529	3,365,737			

20 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	800,000	1,630,633	2,430,633	1 繰越金	1,630,633	繰越金 1,630,633
計	800,000	1,630,633	2,430,633			

21 款 諸収入

5 項 雑入

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 雑入	307,385	3,968	311,353	1 雑入	3,968	デジタル基盤改革支援補助金 3,968
計	633,394	3,968	637,362			

22 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9 臨時財政対策債	391,000	△62,744	328,256	1 臨時財政対策債	△62,744	臨時財政対策債 △62,744
計	4,646,300	△62,744	4,583,556			

3. 歳出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
6財産管理費	860,783	4,336	865,119				4,336	12委託料	4,336	財産管理費	4,336
7企画費	1,336,481	6,859	1,343,340				6,859	10需用費	686	若者出会い・結婚生活応援事業	
								12委託料	1,606		4,000
								18負担金補助及び交付金	4,567		2,859
10電算情報管理費	565,982	21,030	587,012			3,968	17,062	12委託料	21,030	情報システム運用管理費	19,072
										ネットワーク管理費	1,958
計	5,621,546	32,225	5,653,771			3,968	28,257				

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1戸籍住民基本台帳費	261,885	15,935	277,820	15,935				12委託料	15,935	戸籍事務費	15,935
計	261,885	15,935	277,820	15,935							

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
12 新型コロナウイルス感染症対策費	498,586	298,267	796,853	298,267				3 職員手当等	65,940	緊急医療対策事業 298,267
								10 需用費	1,260	
								11 役務費	750	
								12 委託料	229,030	
								13 使用料及び賃借料	1,287	
計	3,589,059	298,267	3,887,326	298,267						

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 農業委員会費	81,338	572	81,910	572				10 需用費	70	農業委員会事務局費 572
								11 役務費	73	
								13 使用料及び賃借料	57	
								17 備品購入費	372	
3 農業振興費	1,605,695	16,425	1,622,120	7,500			8,925	14 工事請負費	1,407	作物振興事業 15,018
								18 負担金補助及び交付金	15,018	よこて農業創生大学事業 1,407
計	3,324,459	16,997	3,341,456	8,072			8,925			

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 林業振興費	286,558	4,543	291,101				4,543	10 需用費	1,243	森林経営管理事業	4,543
								12 委託料	3,300		
計	345,703	4,543	350,246				4,543				

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
4 商工観光施設費	148,936	882	149,818				882	10 需用費	882	ふれあいセンターかまくら館費	882
計	2,633,008	882	2,633,890				882				

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 道路維持費	320,957	22,082	343,039				22,082	10 需用費	22,082	街路灯・防犯灯管理費	22,082
計	3,461,442	22,082	3,483,524				22,082				

10 款 教育費

5 項 保健体育費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 スポーツ振興費	493,491	300	493,791				300	18 負担金補助及び交付金	300	屋外体育施設費 300
計	1,331,040	300	1,331,340				300			

13 款 諸支出金

1 項 基金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 財政調整基金費	1,727	1,215,320	1,217,047				1,215,320	24 積立金	1,215,320	財政調整基金積立金 1,215,320
3 目的基金費	276,533	241,349	517,882				241,349	24 積立金	241,349	ふるさと応援基金積立金 2,828 公共施設等総合管理推進基金積立金 243,064 森林環境基金積立金 △4,543
計	279,463	1,456,669	1,736,132				1,456,669			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(1,228) 901	1,608,194	3,570,151	2,901,216	8,079,561	1,461,717	9,541,278	
補 正 前	(1,228) 901	1,608,194	3,570,151	2,835,276	8,013,621	1,461,717	9,475,338	
比 較	()			65,940	65,940		65,940	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	管 理 職 員 手 当	期 末 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 当 手	児 童 当 手	単 身 赴 手 当 手	地 域 当 手	退 職 手 当 金 負 担 金	合 計
補 正 後	124,852	39,583	57,371	20,963	495,305	4,900	3,388	13,600	56,160	42,736	1,014,592	587,647	62,087	61,450	414	1,892	314,276	2,901,216
補 正 前	124,852	39,583	57,371	20,963	430,865	4,900	1,888	13,600	56,160	42,736	1,014,592	587,647	62,087	61,450	414	1,892	314,276	2,835,276
比 較					64,440		1,500											65,940

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(45) 901		3,570,151	2,656,562	6,226,713	1,218,850	7,445,563	
補 正 前	(45) 901		3,570,151	2,590,622	6,160,773	1,218,850	7,379,623	
比 較	()			65,940	65,940		65,940	

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当	地域手当	退職手当負担金	合計
補正後	124,852	39,583	57,371	20,963	495,305	4,900	3,388	13,600	56,160	42,736	769,938	587,647	62,087	61,450	414	1,892	314,276	2,656,562
補正前	124,852	39,583	57,371	20,963	430,865	4,900	1,888	13,600	56,160	42,736	769,938	587,647	62,087	61,450	414	1,892	314,276	2,590,622
比較					64,440		1,500											65,940

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
職員手当	65,940	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	65,940	時間外勤務手当、管理職特別勤務手当

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福祉職
補正後	平均給料月額 (円)	320,170	314,055	279,143	362,375	338,844
	平均給与月額 (円)	398,897	376,456	330,524	422,083	406,076
	平均年齢 (歳)	41.7	51.2	37.4	51.0	50.0
補正前	平均給料月額 (円)	320,170	314,055	279,143	362,375	338,844
	平均給与月額 (円)	392,113	376,456	330,524	422,083	406,076
	平均年齢 (歳)	41.7	51.2	37.4	51.0	50.0

地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額		
	当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額					
	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額
3. その他	391,000	△ 62,744	328,256	1,956,005		1,956,005	17,851,956	△ 62,744	17,789,212
(4) 臨時財政対策債	391,000	△ 62,744	328,256	1,926,038		1,926,038	17,681,805	△ 62,744	17,619,061
合 計	4,646,300	△ 62,744	4,583,556	6,497,464		6,497,464	65,258,865	△ 62,744	65,196,121

議案第 87 号

令和 4 年度横手市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度横手市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 5 3, 7 3 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3, 1 5 2, 3 3 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 8 月 2 9 日提出
横手市長 高 橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		2,117,831	△136,571	1,981,260
	2 基金繰入金	136,572	△136,571	1
9 繰越金		1	290,309	290,310
	1 繰越金	1	290,309	290,310
歳入	合計	12,998,600	153,738	13,152,338

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 基金積立金		1	4,975	4,976
	1 基金積立金	1	4,975	4,976
6 諸支出金		1,547	148,763	150,310
	1 償還金及び還付加算金	1,546	148,763	150,309
歳 出	合 計	12,998,600	153,738	13,152,338

介護保険特別会計補正予算に関する説明書

1. 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 繰入金	2,117,831	△136,571	1,981,260
9 繰越金	1	290,309	290,310
計	12,998,600	153,738	13,152,338

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 基金積立金	1	4,975	4,976					4,975
6 諸支出金	1,547	148,763	150,310					148,763
計	12,998,600	153,738	13,152,338					153,738

2. 歳入

8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費準備基金 繰入金	136,572	△136,571	1	1 介護給付費準備基金繰入金	△136,571	介護給付費準備基金繰入金 △136,571
計	136,572	△136,571	1			

9 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	290,309	290,310	1 繰越金	290,309	繰越金 290,309
計	1	290,309	290,310			

3. 歳出

3 款 基金積立金

1 項 基金積立金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 介護保険給付準備基金積立金	1	4,975	4,976				4,975	24 積立金	4,975	介護保険給付準備基金積立金 4,975
計	1	4,975	4,976				4,975			

6 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 償還金	1	148,763	148,764				148,763	22 償還金、利子及び割引料	148,763	償還金 148,763
計	1,546	148,763	150,309				148,763			

議案第 88 号

令和 4 年度横手市病院事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 4 年度横手市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 4 年度横手市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 市立横手病院事業収益	5,650,000 千円	2,140 千円	5,652,140 千円
第 2 項 医業外収益	334,675 千円	2,140 千円	336,815 千円
第 2 款 市立大森病院事業収益	2,732,000 千円	3,900 千円	2,735,900 千円
第 2 項 医業外収益	233,160 千円	3,900 千円	237,060 千円
合 計	8,382,000 千円	6,040 千円	8,388,040 千円
	支	出	
第 1 款 市立横手病院事業費用	5,650,000 千円	2,140 千円	5,652,140 千円
第 2 項 医業外費用	29,154 千円	2,140 千円	31,294 千円
第 2 款 市立大森病院事業費用	2,732,000 千円	3,900 千円	2,735,900 千円
第 1 項 医業費用	2,701,021 千円	3,900 千円	2,704,921 千円
合 計	8,382,000 千円	6,040 千円	8,388,040 千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額344,261千円は過年度分損益勘定留保資金344,261千円で補てんするものとする。）。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 市立横手病院資本的収入	265,311千円	46,336千円	311,647千円
第4項 国県補助金	1千円	46,336千円	46,337千円
第2款 市立大森病院資本的収入	304,492千円	15,170千円	319,662千円
第2項 企業債	107,300千円	10,000千円	117,300千円
第4項 国県補助金	0千円	5,170千円	5,170千円
合 計	569,803千円	61,506千円	631,309千円
	支	出	
第1款 市立横手病院資本的支出	467,000千円	46,336千円	513,336千円
第1項 建設改良費	135,451千円	46,336千円	181,787千円
第2款 市立大森病院資本的支出	447,000千円	15,234千円	462,234千円
第1項 建設改良費	109,040千円	15,234千円	124,274千円
合 計	914,000千円	61,570千円	975,570千円

第4条 予算第6条に定めた限度額を次のとおりに改める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	償還の方法	利率	償還の方法	限度額	償還の方法	利率	償還の方法	
市立横手病院 医療機器整備事業 医療施設整備事業	千円 71,700 45,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合には債権者と協議して定める。ただし、財政の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借り換えすることができる。	71,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合には債権者と協議して定める。ただし、財政の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借り換えすることができる。	
市立大森病院 医療機器整備事業 医療施設整備事業	56,100 51,200				45,500				66,100 51,200
計	224,500								234,500

令和4年8月29日提出
横手市長 高橋 大

病院事業会計補正予算（第1号）に関する説明書

令和4年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 市立横手病院事業収益			5,650,000	2,140	5,652,140
	2. 医業外収益		334,675	2,140	336,815
		6. その他医業外収益	17,734	2,140	19,874
2. 市立大森病院事業収益			2,732,000	3,900	2,735,900
	2. 医業外収益		233,160	3,900	237,060
		2. 国県補助金	2,500	3,900	6,400
合 計			8,382,000	6,040	8,388,040

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 市立横手病院事業費用			5,650,000	2,140	5,652,140
	2. 医業外費用		29,154	2,140	31,294
		2. 雑 損 失	2,000	2,140	4,140
2. 市立大森病院事業費用			2,732,000	3,900	2,735,900
	1. 医業費用		2,701,021	3,900	2,704,921
		1. 給 与 費	1,672,186	1,400	1,673,586
		6. 研究研修費	7,300	2,500	9,800
合 計			8,382,000	6,040	8,388,040

資本の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 市立横手病院資本の収入			265,311	46,336	311,647
	4. 国県補助金		1	46,336	46,337
		1. 国県補助金	1	46,336	46,337
2. 市立大森病院資本の収入			304,492	15,170	319,662
	2. 企業債		107,300	10,000	117,300
		1. 企業債	107,300	10,000	117,300
	4. 国県補助金		0	5,170	5,170
		1. 国県補助金	0	5,170	5,170
合 計			569,803	61,506	631,309

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 市立横手病院資本の支出			467,000	46,336	513,336
	1. 建設改良費		135,451	46,336	181,787
		1. 建設改良費	135,451	46,336	181,787
2. 市立大森病院資本の支出			447,000	15,234	462,234
	1. 建設改良費		109,040	15,234	124,274
		1. 建設改良費	109,040	15,234	124,274
合 計			914,000	61,570	975,570

令和4年度 横手市病院事業 予定キャッシュ・フロー計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー		2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損失	△ 20,100	有形固定資産の取得による支出	△ 306,061
減価償却費	624,049	国県補助金による収入	51,507
固定資産除却費	7,174	看護師等奨学金貸付による支出	△ 4,200
引当金の増減額	△ 5,849	看護師等奨学金返還による収入	2
長期前受金戻入額	△ 26,980	看護師等奨学金返還免除	800
受取利息及び配当金	△ 298	有価証券の売却による収入	0
支払利息	54,133	<hr/>	
未収金の増減額	0	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 257,952
未払金の増減額	0	3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
その他流動負債の増減額	1,399	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	234,500
<hr/>		建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 665,309
小計	633,528	他会計からの出資による収入	345,300
利息及び配当金の受取額	299	<hr/>	
利息の支払額	△ 54,133	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 85,509
<hr/>		4 資金増減額	236,233
業務活動によるキャッシュ・フロー	579,694	5 資金期首残高	4,124,073
		<hr/>	
		6 資金期末残高	4,360,306

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)		給 与 費				法 福 利 費	退 職 手 当 組 合 金 納 付 金	合 計
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計			
補正後	1	(13) 685		2,177,385	1,668,833	3,846,218	690,487	132,804	4,669,509
補正前	1	(13) 684		2,175,985	1,668,833	3,844,818	690,487	132,804	4,668,109
比 較		() 1		1,400		1,400			1,400

※ () 内は、再任用短時間勤務職員 (外書き)

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	1,400	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	1,400	職員数の増

令和4年度横手市病院事業予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1.	固 定 資 産				
(1)	有形固定資産				
	イ. 土地		728,875		
	ロ. 建物	11,808,535			
	減価償却累計額	<u>△ 7,535,642</u>	4,272,893		
	ハ. 構築物	364,846			
	減価償却累計額	<u>△ 269,459</u>	95,387		
	ニ. 器械及び備品	6,215,879			
	減価償却累計額	<u>△ 4,689,416</u>	1,526,463		
	ホ. 車両	39,208			
	減価償却累計額	<u>△ 36,371</u>	2,837		
	ヘ. 建設仮勘定	<u>1,232</u>	<u>1,232</u>		
	有形固定資産 合 計			6,627,687	
(2)	無形固定資産				
	イ. 電話加入権		<u>0</u>		
	無形固定資産 合 計			0	
(3)	投資その他の資産				
	イ. 長期貸付金		13,199		
	ロ. 貸倒引当金		<u>△ 2,400</u>		
	投資その他の資産 合 計			<u>10,799</u>	
	固 定 資 産 合 計				6,638,486
2.	流 動 資 産				
(1)	現金預金			4,360,306	
(2)	未収金			1,150,344	
(3)	有価証券			0	
(4)	貯蔵品			67,476	
(5)	短期貸付金			400	
	流 動 資 産 合 計				<u>5,578,526</u>
	資 産 合 計				<u><u>12,217,012</u></u>

		負 債 の 部			
		千円	千円	千円	千円
3.	固 定 負 債				
	(1) 企業債				
	イ. 建設改良等の財源に 充てるための企業債		<u>3,804,697</u>		
	企 業 債 合 計			3,804,697	
	(2) 引当金				
	イ. 退職給付引当金		<u>997,305</u>		
	引 当 金 合 計			<u>997,305</u>	
	固 定 負 債 合 計				4,802,002
4.	流 動 負 債				
	(1) 一時借入金			0	
	(2) 企業債				
	イ. 建設改良等の財源に 充てるための企業債		<u>642,687</u>		
	企 業 債 合 計			642,687	
	(3) 未払金			349,773	
	(4) 預り金			72,336	
	(5) 引当金				
	イ. 賞与引当金		208,811		
	ロ. 法定福利費引当金		<u>41,583</u>		
	引 当 金 合 計			<u>250,394</u>	
	流 動 負 債 合 計				1,315,190
5.	繰 延 収 益				
	長期前受金			898,744	
	長期前受金収益化累計額			<u>△ 717,245</u>	
	繰 延 収 益 合 計				<u>181,499</u>
	負 債 合 計				<u><u>6,298,691</u></u>

	資 本 の 部	
6. 資 本 金		6,146,602
7. 剰 余 金		
(1) 利益剰余金		
イ. 減債積立金	<u>22,938</u>	
(2) 欠損金		
イ. 当年度未処理欠損金	<u>251,219</u>	
欠 損 金 合 計		<u>228,281</u>
資 本 合 計		<u>5,918,321</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>12,217,012</u></u>

令和4年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）説明資料

収益的收入及び支出

収入

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1 款 市立横手病院事業収益	5,650,000	2,140	5,652,140	
2 項 医業外収益	334,675	2,140	336,815	
6 目 その他医業外収益	17,734	2,140	19,874	
その他医業外収益	11,774	2,140	13,914	
2 款 市立大森病院事業収益	2,732,000	3,900	2,735,900	
2 項 医業外収益	233,160	3,900	237,060	
2 目 国県補助金	2,500	3,900	6,400	
国県補助金	2,500	3,900	6,400	
合 計	8,382,000	6,040	8,388,040	

支出

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1 款 市立横手病院事業費用	5,650,000	2,140	5,652,140	
2 項 医業外費用	29,154	2,140	31,294	
2 目 雑損失	2,000	2,140	4,140	
その他雑損失	2,000	2,140	4,140	
2 款 市立大森病院事業費用	2,732,000	3,900	2,735,900	
1 項 医業費用	2,701,021	3,900	2,704,921	
1 目 給 与 費	1,672,186	1,400	1,673,586	
給 料	728,637	1,400	730,037	
6 目 研究研修費	7,300	2,500	9,800	
研修雑費	3,300	2,500	5,800	
合 計	8,382,000	6,040	8,388,040	

資本の収入及び支出

収 入		(単位：千円)		
項 目	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1 款 市立横手病院資本の収入	265,311	46,336	311,647	
4 項 国県補助金	1	46,336	46,337	
1 目 国県補助金	1	46,336	46,337	
国県補助金	1	46,336	46,337	
2 款 市立大森病院資本の収入	304,492	15,170	319,662	
2 項 企業債	107,300	10,000	117,300	
1 目 企業債	107,300	10,000	117,300	
企業債	107,300	10,000	117,300	
4 項 国県補助金	0	5,170	5,170	
1 目 国県補助金	0	5,170	5,170	
国県補助金	0	5,170	5,170	
合 計	569,803	61,506	631,309	

支 出

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1 款 市立横手病院資本の支出	467,000	46,336	513,336	
1 項 建設改良費	135,451	46,336	181,787	
1 目 建設改良費	135,451	46,336	181,787	
建設改良費	135,451	46,336	181,787	
2 款 市立大森病院資本の支出	447,000	15,234	462,234	
1 項 建設改良費	109,040	15,234	124,274	
1 目 建設改良費	109,040	15,234	124,274	
建設改良費	109,040	15,234	124,274	
合 計	914,000	61,570	975,570	

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

- ・貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

- ・減価償却の方法 定額法

・主な耐用年数	市立横手病院	市立大森病院
建物	3年～39年	6年～39年
構築物	6年～30年	10年～20年
機械及び備品	3年～20年	3年～15年
車両	4年～6年	4年～6年

3 引当金の計上基準

（1）退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

（2）賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

4 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

・消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定貸借対照表等（当年度分）に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は2,375,433千円（うち市立横手病院は1,283,235千円、うち市立大森病院は1,092,198千円）である。

III. その他の注記

1 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

当事業年度において、期末手当及び勤勉手当として625,609千円（うち市立横手病院は406,207千円、うち市立大森病院は219,402千円）を支給するため、賞与引当金214,419千円（うち市立横手病院は141,220千円、うち市立大森病院は73,199千円）を使用する。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

当事業年度において、法定福利費として690,801千円（うち市立横手病院は458,542千円、うち市立大森病院は232,259千円）を支払いするため、法定福利費引当金41,824千円（うち市立横手病院は27,565千円、うち市立大森病院は14,259千円）を使用する。

IV. 開示すべきセグメント情報

- 1 セグメントの区分については、横手市病院事業会計規程に基づき、病院単位に区分している。

(単位：千円)

区 分	市立横手病院	市立大森病院	計
医 業 収 益	5,315,324	2,498,840	7,814,164
医 業 費 用	5,617,846	2,704,921	8,322,767
医 業 損 益	△ 302,522	△ 206,081	△ 508,603
医 業 外 収 益	336,815	237,060	573,875
医 業 外 費 用	33,294	29,979	63,273
医 業 外 損 益	303,521	207,081	510,602
特 別 損 益	△ 999	△ 1,000	△ 1,999
純 利 益	0	0	0
資 産	8,039,928	4,177,084	12,217,012
負 債	3,986,263	2,312,428	6,298,691
資 本	4,053,665	1,864,656	5,918,321

令和4年度横手市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度横手市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和4年度横手市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「不足する額728,136千円は、過年度分損益勘定留保資金677,578千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額50,558千円」を「不足する額728,136千円は、過年度分損益勘定留保資金671,215千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,921千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	1,786,864千円	70,000千円	1,856,864千円
第1項 企業債	1,027,700千円	70,000千円	1,097,700千円
	支 出		
第1款 資本的支出	2,515,000千円	70,000千円	2,585,000千円
第1項 建設改良費	942,476千円	70,000千円	1,012,476千円

(企業債)

第 3 条 予算第 6 条で定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業建設改良費	568,600千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し 方式を選択した地方債 については、見直し後 の利率が当初定めてい た利率を上回る場合 は、当該見直しを行っ た利率で借り入れする ことができる。	政府資金の場合は、借 入先の融資条件による。 銀行その他の場合に は、その債権者と協定す るところによる。ただ し、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短 縮し、もしくは繰上償還 又は低利に借り換えする ことができる。	638,600千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し 方式を選択した地方債 については、見直し後 の利率が当初定めてい た利率を上回る場合 は、当該見直しを行っ た利率で借り入れする ことができる。	政府資金の場合は、借 入先の融資条件による。 銀行その他の場合に は、その債権者と協定す るところによる。ただ し、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短 縮し、もしくは繰上償還 又は低利に借り換えする ことができる。
計	1,027,700千円				1,097,700千円			

令和 4 年 8 月 2 9 日 提出

横手市長 高 橋 大

下水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書

令和4年度 横手市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 資本的収入	1. 企業債		1,786,864	70,000	1,856,864
		1. 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,027,700	70,000	1,097,700
			1,027,700	70,000	1,097,700

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 資本的支出	1. 建設改良費		2,515,000	70,000	2,585,000
		2. 処理場建設事業費	942,476	70,000	1,012,476
			483,500	70,000	553,500

令和4年度 横手市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

<p>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>当年度純利益 59,386</p> <p>減価償却費 1,033,942</p> <p>固定資産除却費 4,548</p> <p>引当金の増減額 △ 180</p> <p>長期前受金戻入額 △ 397,714</p> <p>受取利息及び配当金 △ 2</p> <p>支払利息 183,489</p> <p>未収金の増減額 5,279</p> <p>未払金の増減額 1,051</p> <p>たな卸資産の増減額 19</p> <hr/> <p>小計 889,818</p> <p>利息及び配当金の受取額 2</p> <p>利息の支払額 △ 183,489</p> <p>未払(未収)消費税の増減額 11,283</p> <hr/> <p>業務活動によるキャッシュ・フロー 717,614</p>	<p>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>有形固定資産の取得による支出 △ 935,281</p> <p>無形固定資産の取得による支出 △ 30,271</p> <p>国庫補助金等による収入 375,013</p> <hr/> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー △ 590,539</p> <p>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入 1,097,700</p> <p>建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出 △ 1,562,524</p> <p>他会計からの出資による収入 384,518</p> <hr/> <p>財務活動によるキャッシュ・フロー △ 80,306</p> <p>資金増減額 46,769</p> <p>資金期首残高 1,050,600</p> <hr/> <p>資金期末残高 1,097,369</p>
---	--

令和4年度 横手市下水道事業予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

1 固定資産	資産の部		千円	千円	千円	千円
	千円	千円				
(1) 有形固定資産						
イ 土地				77,201		
ロ 建物	1,681,246					
減価償却累計額	<u>△ 277,900</u>		1,403,346			
ハ 構築物	38,050,744					
減価償却累計額	<u>△ 10,561,284</u>		27,489,460			
ニ 機械及び装置	1,706,867					
減価償却累計額	<u>△ 1,018,452</u>		688,415			
ホ 車両運搬具	3,865					
減価償却累計額	<u>△ 3,673</u>		192			
ヘ 工具、器具及び備品	137,754					
減価償却累計額	<u>△ 113,080</u>		24,674			
ト 建設仮勘定			909,893			
有形固定資産合計					30,593,181	
(2) 無形固定資産						
イ 流域下水道施設利用権			2,976,844			
ロ 電話加入権			5,040			
ハ ソフトウェア			710			
無形固定資産合計					2,982,594	
(3) 投資その他の資産						
イ 投資有価証券			3,000			
投資その他の資産合計					3,000	
固定資産合計						33,578,775
2 流動資産						
(1) 現金預金					1,097,369	
(2) 未収金			169,161			
貸倒引当金			<u>△ 406</u>		168,755	
(3) 貯蔵品					334	
流動資産合計						1,266,458
資産合計						34,845,233

負債の部

	千円	千円	千円
3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	13,217,464		
企業債合計		13,217,464	
固定負債合計			13,217,464
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,595,253		
企業債合計		1,595,253	
(2) 未払金		45,231	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	8,069		
ロ 法定福利費引当金	1,629		
引当金合計		9,698	
(4) その他流動負債		1,088	
流動負債合計			1,651,270
5 繰延収益			
長期前受金		18,609,792	
長期前受金収益化累計額		△ 6,457,624	
繰延収益合計			12,152,168
負債合計			27,020,902

資本の部

	千円	千円	千円
6 資本金			7,559,444
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 国庫補助金等	2,923		
ロ 受益者負担金等	51,303		
資本剰余金合計		54,226	
(2) 利益剰余金			
イ 利益積立金	122,375		
ロ 当年度未処分利益剰余金	88,286		
利益剰余金合計		210,661	
剰余金合計			264,887
資本合計			7,824,331
負債資本合計			34,845,233

令和4年度 横手市下水道事業会計補正予算（第1号）説明資料

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1. 資本的収入			1,786,864	70,000	1,856,864	
1. 企業債			1,027,700	70,000	1,097,700	
	1. 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,027,700	70,000	1,097,700	
			1,027,700	70,000	1,097,700	

支 出

(単位：千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1. 資本的支出			2,515,000	70,000	2,585,000	
1. 建設改良費			942,476	70,000	1,012,476	
	2. 処理場建設事業費		483,500	70,000	553,500	
		工事請負費	459,000	70,000	529,000	

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 其他有価証券
時価のないもの 移動平均法による原価法
- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・ 貯 蔵 品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 3 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）
 - ・ 減価償却の方法 定額法（ただし、量水器については取替法）による。
 - ・ 主な耐用年数

建物	10年～50年
構築物	10年～50年
機械及び装置	8年～20年
車両運搬具	4年～5年
工具、器具及び備品	5年～15年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）
 - ・ 減価償却の方法 定額法
 - ・ 主な耐用年数

流域下水道施設利用権	50年
ソフトウェア	5年
- 4 引当金の計上方法
 - (1) 貸倒引当金
債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。
 - (2) 賞与引当金
職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (3) 法定福利費引当金
職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (4) 退職給付引当金
職員の退職手当は、「退職手当負担に関する確認書」に基づき、下水道事業が毎年度支出する普通負担金を除き一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

5 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

- ・消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。

II. 予定貸借対照表等（当年度分）に関する注記

- ・企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還する予定のものを含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は9, 423, 008千円である。

III. セグメント情報に関する注記

1 報告セグメントの概要

横浜市下水道事業会計は、公共下水道事業及び集落排水事業を運営しており、各事業で運営方針を決定していることから、公共下水道事業及び集落排水事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントごとの営業収益等は以下のとおりである。

報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

（単位：千円）

区 分	公共下水道事業	集落排水事業	計
営業収益	644,314	80,563	724,877
営業費用	1,427,708	341,533	1,769,241
営業損益	△ 783,394	△ 260,970	△ 1,044,364
経常損益	32,049	27,995	60,044
セグメント資産	28,005,751	6,839,482	34,845,233
セグメント負債	20,849,325	6,171,577	27,020,902
その他の項目			
一般会計繰入金	1,019,206	267,832	1,287,038
減価償却費	836,471	197,471	1,033,942
特別利益	1	1	2
特別損失	564	96	660
固定資産の増加額	319,083	602,413	921,496

IV. リース契約により使用する固定資産に関する注記

1 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

2 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	856	千円
1年超	3,420	千円
計	4,276	千円

V. その他の注記

1 賞与引当金の取り崩し

当事業年度において、期末手当及び勤勉手当として24,507千円を支給するため、賞与引当金8,064千円を使用する。

2 法定福利費引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、法定福利費として21,124千円を支払いするため、法定福利費引当金1,625千円を使用する。

3 貸倒引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、債権の不納欠損による損失に充てるため、貸倒引当金595千円を使用する。